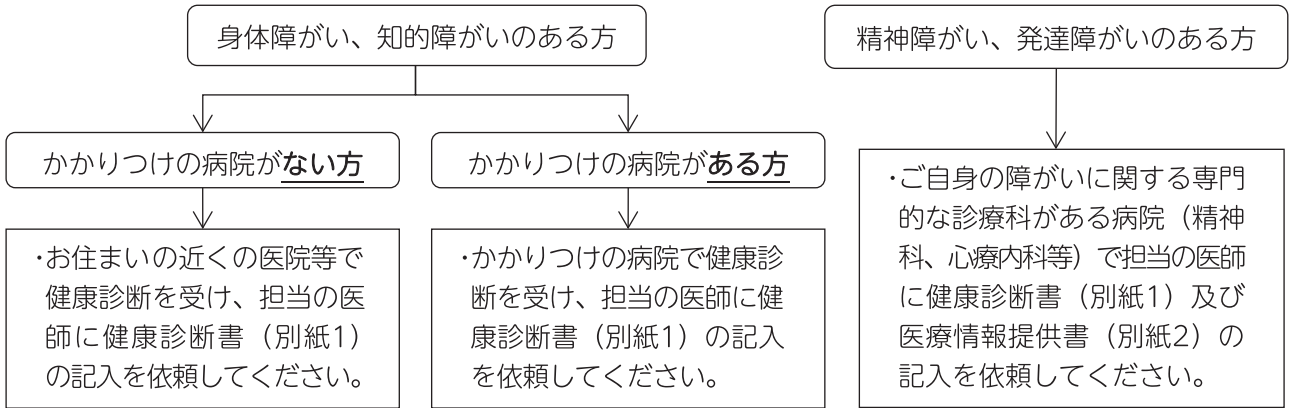


健康診断書について

■ 応募者の方へ

以下を確認して、該当する医療機関に提示し、担当の医師に健康診断書の記入を依頼してください。



- ※1 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳取得者は、その写しを提出願います。
- ※2 精神障害者保健福祉手帳保持者（申請中の方を含む）は、（別紙1）と（別紙2）の提出をお願いします。
- ※3 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい以外の障がいがある方や、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を複数お持ちの方等、ご不明な点がある方は、下記「問い合わせ先」までご相談ください。

【問い合わせ先】 岐阜県立障がい者職業能力開発校訓練部
TEL：058-201-4511

《受診施設の方へ》

訓練生の適切な健康管理と安定した訓練生活を図るために、現在の症状をご教示いただくとともに、医師の見地から以下の**職業訓練が可能か**、また、**寄宿舍の利用を希望の方については寄宿舍生活が可能かどうか**についてのご意見を、健康診断書の「総合所見」欄に、ご記入いただきますようお願いいたします。なお、貴施設で診断書項目の中で、診断できないものは空欄でかまいません。

【訓練の概要】

- ・岐阜県立障がい者職業能力開発校では、土日祝日を除く毎日、午前9時から午後3時45分（4月～5月上旬までは午後2時45分）まで、職業訓練を行います。

訓練科名	主な訓練内容
基礎実務科	パソコン訓練、介護・清掃補助訓練、販売補助訓練
OAビジネス科	パソコン訓練、簿記訓練、物流訓練
Webデザイン科	パソコン訓練
[共通する訓練内容] 社会適応訓練、職場体験・職場実習、体育	

- ・期間は1年間（1,401時間）です。
- ・訓練時間の8割以上の出席が修了要件です。
- ・主に室内において、集団で学科及び実技などの訓練を受講します。

【寄宿舍の概要】

- ・寄宿舍は集団生活及び自立生活ができる方を対象としています。
- ・部屋は個室ですが、風呂、トイレ、洗面所、食堂は共用となります。
- ・ゴールデンウィーク、夏季休暇、冬季休暇など、本校が長期に閉校している期間は寄宿舍の利用はできません。
- ・寄宿舍には舎監をおきますが、医療の専門スタッフは配置しません。
- ・集団生活のため、起床や就寝時間、外出時間等のルールが決められています。